



1980年代におけるアメリカ減価償却制度

著者	小森 瞭一
雑誌名	経済學論叢
巻	41
号	3
ページ	442-459
発行年	1990-03-10
権利	同志社大学経済学会
URL	http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000001142

1980年代におけるアメリカ減価償却制度

小 森 瞭 一

はじめに

- I レーガン政権下における税制改革
- II 経済復興税法の概要
- III 加速原価回収制度
- IV ACRSの経済効果
- V 修正加速原価回収制度

おわりに

は じ め に

減価償却を制度としてみる場合、通常は税法上の減価償却制度を指すことが多い。

減価償却を税制としてみる場合の問題点は償却方法と耐用年数がある。すなわち、税法上で認められる償却方法にはどのようなものがあるかということと、税法上損金として認められる償却限度額を算出する償却年数(耐用年数)は何年かということである。今日では前者は級数法や定率法などに種々の方法があるものの加速償却法も広く認められているので、研究対象となるような問題は少ない。税務会計が財務会計と独立しているアメリカでは税法上の償却方法が会計上のそれと違うことが珍しくないが、この選択による利益は1986年の税制改正による選択的最低課税(Alternative Minimum Tax)の導入で大幅に縮小されることになったので、償却方法の両会計の差異による問題も縮小するであろう。

他方、後者の耐用年数の短縮は減価償却を政策的に用いる場合、アメリカのみならず資本主義各国で多種多様な型でよく用いられてきた。

従来、この税法上の償却期間は固定資産の物理的使用可能期間を基礎に経済的陳腐化等を加味した耐用年数と何らかの相関関係をもたして決定してきた。しかし、レーガン政権になって導入された加速原価回収制度は従来からの常識を破って極端に短縮化し、かつその種類を単純化させた。もはやそれは従来の減価償却という概念からは説明できないもので、そのため当局も減価償却といわず原価回収と呼んでいるものの、制度導入後は税法上の減価償却として強制されているため税法上の減価償却制度の延長と考えざるをえない。

このような論理から小稿は1980年代のアメリカの減価償却制度を特徴づけた加速原価回収制度を中心に検討するが、その前に強いアメリカをスローガンにアメリカ経済の復権を期して大改革が行なわれたレーガン政権時代の税制改革から見ることにする。

I レーガン政権下における税制改革

2期8年間にわたって政権を担当してきたレーガン大統領の下で次のような税制改革が行なわれてきている¹⁾。

1981年 経済復興税法 (Economic Recovery Tax Act)

IIで後述する。

1982年 課税公平と財政責任法 (Tax Equity and Fiscal Responsibility Act)

医療費控除、偶発損失控除を縮小し年金や退職金を削減するなど従来の制度に大斧を振った結果、戦後最大の税収を上げた。

加速原価回収制度も一部修正され、連邦失業税の負担が増加した。

1984年 財政赤字削減法 (Deficit Reduction Act)

-
- 1) レーガン政権下の税制改革については以下の論文に紹介してあるので、小稿では詳述しない。
(イ) 拙稿「アメリカ税制改正の変遷とレーガン税制改正の法人税」『税理』第30巻 第2号、1987年2月、23-30ページ。
(ロ) 拙稿「現地におけるレーガン税制改革の反応」『税理』第29巻 第14号、1986年11月、8-15ページ。
(ハ) 拙稿「レーガン税制改革法の成立」『税理』第29巻 第15号、1986年12月、14-20ページ。このうち(イ)はレーガン税制改革の法人税の側面のみを取り扱っており(ロ)は(イ)よりも1986年税制改革法に関連するものである。

これは1984年税制改正法 (Tax Reform Act) と支出削減法 (Spending Reduction Act) を併合したもので、前者はキャピタル・ゲインの保有期間を1年から6ヶ月以上に短縮し、加速原価回収制度が適用される15年償却資産の回収期間を18年に延長した。後者は家族構成員間の無利子貸付に新たに課税し、所得平準化規定を大幅に削除した。

1986年 公平、簡素、経済成長のための税制改革法 (Tax Reform Act for Fairness Simplicity and Economic Growth)

法人・個人いずれの所得税率も全般的に引き下げ、税率構造の簡素化、課税ベースの拡大のため、特定納税者の優遇制度を廃止した。

すなわち、投資税額控除・キャピタル・ゲイン軽減税率の廃止、公平化のためタックス・シェルター規定の削除と課税最低限の引上げ、選択的最低課税を改正し拡張した。

以上のように、レーガン政権は選挙公約した大幅減税による経済活性化で財政再建を目指したが、「強いドル」を支える高金利政策で民間経済の立ち直りがままならず、後半はもっぱら財政赤字の穴埋めに精力を傾けてきたと言える。

このような経過からみて、レーガン政権の税制改革は最初ほどその政策意図が積極的に現れていると考えられる。

そこで、大統領就任後最初のレーガン政権の税制改革である1981年の経済復興税制について見ることにしよう。

II 経済復興税法の概要

近年最大の大減税法案と言われている経済復興税法は改正年度に全部実施されたのではなく、一部は即刻実施され、他は漸次実施される。この税法の概要は大きく個人所得税、法人所得税、貯蓄刺激、相続・贈与税、エネルギー関係、税選好 (Tax Straddle)、徴税管理費、その他に分類できるが小稿では個人、法人所得税の部分のみをとりあげ、その主要改正事項を項目別に要約する²⁾。

2) Economic Recovery Tax Act, P. L. No. 97-34 (1981年8月31日成立) pp. 34-60.

A 個人所得税の減税

1 税率削減

1984年までに完全実施される個人所得税率は結局、委員会審議を経て平均23%減税され、最高適用税率は70%から50%に削減された。

2 資本利得税率

1981年6月9日以降に生じた売却や交換による資本利得は最高20%の税率になったが、資本利得の保有期間が12ヶ月間とすることは変更されなかった。

3 既婚者の罰課金の削減

配偶者の所得が30,000ドルまでの低所得者層については1982年5%、1983年10%の段階的導入の控除が認められ、完全実施時には最高罰課金控除は3,000ドルとなる。

4 物価スライド化

所得税率瀾、課税最低限度額、基礎控除額の物価スライド制を1985年から開始する。

5 海外稼得所得

1982年1月1日より海外稼得所得の75,000ドルが控除できるようになる。この金額は以降4年間毎年5,000ドルずつ上昇し、最終的には95,000ドルにまで増加する。さらに特定の超過住居費も控除できることとした。

6 営業費としての慈善控除

項目別控除を選択しない納税者には一定額の限度まで適格慈善寄付金の一定割合の控除を認める。1982年と1983年の割合は寄付金100ドルまで25%、1984年は300ドルまでその25%（最高控除額75ドル）、1985年上限なしの50%、1986年には上限なしの100%で、1986年12月31日にこの規定は失効する。

7 主たる住居の売却

居住用財産の売却・買換利益の繰延適用に該当する買換期間を18ヶ月から2年に延長し55歳以上の個人所得の主たる居住用財産の売却益の生涯一回控除限度額を100,000ドルから125,000ドルに増加した。

8 幼児手当税額控除

現在の幼児手当税額控除は所得に基づいて30%から20%に引き下げられるが、該当雇用関連費の最高額は該当幼児1人の場合2,400ドル、2人以上の場合4,800ドルに増加する。幼児の家庭外費用や制度外育児は控除対象とはならない。

9 採用費

項目別控除を行なう個人は社会保障法にいう採用援助計画に定義された知恵遅れ児童 (Hard-to-Place) の採用費を1,500ドルまで控除を認めた。

10 割賦販売の賦課利子率

土地売却に賦課された最大利子率は同一家族構成員間の売上や販売価額が500,000ドルを越えなければ、7%とする。

B 企業減税

1 加速原価回収制度

該当資産の原価を3, 5, 10, 15年の回収期間で回収することを認める。一般に自動車,トラック, 研究開発設備は3年, 大抵の機械設備は5年, 耐用性ある公共設備は10, 15年の区分に該当する。建物や構築物などの不動産は定額法または175%定率法いずれかを用いて15年間で償却する。低所得家屋は200%定率法を選択することができる。

2 少額投資の損金化

企業に少額投資原価の損金計上を認めているが1982, 83年には5,000ドル, 1984, 85年には10,000ドル, 1986年以降は15,000ドルを限度として認めた。

3 投資税額控除

回収期間3年区分の資産は6%の投資税額控除, その他の区分の資産は10%の投資税額控除を認めた。

4 中古資産の投資税額控除

中古資産に対して投資税額控除が適用できるのは現在100,000ドルであるが、

1983年には125,000ドル，1985年には150,000ドルと増加する。

5 繰延期間の延長

正味営業損失や投資税額控除の繰延期間を7年から15年に延長する。

6 リハビリテーション税額控除

少なくとも30年以上経過した営業用建物の再生費には15%，40年以上経過した営業用建物の再生費には20%，承認された歴史的建物に対しては25%の投資税額控除を認める。歴史的建物跡地に建てられた代替的建物に対して定額法を適用するという現行規定は廃止され，免税団体や政府に賃貸された再生建物にも投資税額控除が適用される。

7 試験研究費

試験研究支出の増加額に対して25%の投資税額控除が認められた。大学へ寄贈する科学設備については慈善寄付金控除で優遇する。R & Dに対する海外資産配分規則は財務省の調査のため2年間適用を停止する。

8 中小企業の税率削減

2つの最低法人税率欄の税率を低下させた。すなわち，最初の法人課税所得25,000ドルに対する17%を1982年16%，1983年15%に低下させ課税所得25,000～50,000ドルの税率欄の税率20%を1982年19%，1983年18%に削減させた。

9 その他中小企業向け改正

留保利益剰余金控除を150,000ドルから250,000ドルに増加，サブ・チャプターS会社の最大株主数を15人から25人とし，株主に対して特定のトラストを認め，中小企業の計算の単純化と後入先出法による棚卸計算法の自由化を行なった。

10 金融機関優遇措置

資金的に困難に陥った金融機関や株式組合（Stock Association）に変更する相互貯蓄銀行（Mutual Saving Bank）の組織替えや商業銀行の1982年貸倒引当金繰入率を現行法の0.6%から1%へと優遇した。

11 株式オプション

オプションが認められ実施されたとき何らの税務上の影響も生じないが、株式が売却された際、従業員に課税される刺激的株式オプションを認めた。1980年以降に認められたオプションの場合、暦年中に認められたオプションは未使用部分の3年間繰延を含めて100,000ドルに限定しなければならない。1976年1月1日以降に認められ、1980年以降に実施されたオプションの場合、1年間の限度額は50,000ドル、総額で200,000ドルまで認められる。

12 法人の慈善寄付

1981年12月31日以降開始年度に対しては法人の慈善寄付金控除限度を課税所得の5%から10%に増加させた。

13 贈与と賞金

長期勤続、生産性、安全性達成報償金の限度額を100ドルから400ドルに増加させた。

以上項目別に見てきた所得税、法人税を中心にこの経済復興税法が税収にどの程度影響するかを量的に示したのが第1表である。

この表からも判るように税収面の減税効果は実施年度の1981年を除き個人所得税がその大部分を占めている。これはもともと連邦所得税の税収構造では法

第1表 見積税収への項目別影響額 (単位: 100万ドル)

	1981年	1982年	1983年	1984年	1985年	1986年
I 個人所得税	(39)	(26,929)	(71,098)	(114,684)	(148,237)	(196,143)
II 法人税	(1,562)	(10,657)	(18,599)	(28,275)	(39,269)	(54,468)
III 貯蓄刺激		(263)	(1,821)	(4,215)	(5,740)	(8,375)
IV 相続贈与税		(204)	(2,114)	(3,218)	(4,248)	(5,568)
V エネルギー関係		(1,320)	(1,742)	(2,242)	(2,837)	(3,619)
VI 税選考	37	623	327	273	249	229
VII 徴税管理費		1,182	2,048	1,856	718	592
VIII その他	(1)	(88)	267	561	61	(275)
計	(1,565)	(37,656)	(92,732)	(149,944)	(199,303)	(267,627)

() はマイナスで減収税分を示す。

(出所) Economic Recovery Tax Act of 1981, Legislative History, p. 463.

人税より所得税が常に大きいウェイトを占めるという構造的原因のほか、選挙に向けてアピールするため個人減税項目が選挙前の公約に多いという慣行的原因による。それでも法人税減税は1982年には100億ドルを越え、1986年には約550億ドル近くなっている。この企業減税のうち最も金額的に大きいのは加速原価回収制度と呼ばれる税法上の減価償却における耐用年数の短縮と予想される。

そこで、次にこの加速原価回収制度について見てみよう。

III 加速原価回収制度

(Accelerated Cost Recovery System……ACRS)

今日、高度産業経済における製造工業にあっては、企業で生ずる経費のうち人件費とともに最も大きなウェイトを占めるのは減価償却費である。企業課税政策上減価償却はその税收効果から見て最重点項目であるのみならず、今日では設備投資刺激や誘発という景気対策の観点から経済政策上無視しえないテーマとなっている。そのことを反映してか、アメリカでは1980年代に入るや、従来の減価償却 (Depreciation) という言葉に代えて加速原価回収制度という呼び方をし、税法上も新しい条文を書き加えている³⁾。レーガン政権が誕生した翌1981年、強いアメリカをイメージするレーガン大統領の下で経済面での復権を期して従来の減価償却制度では考えられない償却期間の短縮を行なった。すなわち、償却資産を大きく3、5、10、15年に区分して償却することを認めるもので、この異常に短い償却期間は国際比較上のみならずこれまでの減価償却制度であるクラス別耐用年数制度 (Class Life System) や資産減価償却範囲制度 (Asset Depreciation Range System) の延長線上では到底考えられない程の短縮で

3) 従来減価償却は第167条に規定していたが、新たに第168条を設定し、償却資産を回収資産、耐用年数を回収期間と呼び、減価償却を原価回収という概念に置き換えている。しかし、1981年以降事業の用に供された減価償却資産に対して ACRS を強制的に適用しなければならないことから税法上の減価償却と言わざるを得ない。本稿ではこの意味から ACRS を税法上の減価償却とみなす。“The ACRS”, Journal of Accountancy, Nov. 1981, p. 56.

あり、簡素化であった⁴⁾。1960年代に用いられたクラス別耐用年数制度も、1970年代に成立した資産償却範囲制度も全体としてはそれまで用いられてきた耐用年数よりも短期に償却できるようになっているとはいえ、それらの償却期間は基本的には減価償却の理論に沿ったものであった⁵⁾。すなわち、耐用年数の決定は物理的耐用年数を基礎とし陳腐化や不適応化など経済的理由を加味して決められてきた。しかし、1981年経済復興税法で導入されたこの加速原価回収制度（ACRS）は償却資産の価値減耗関係と比例してその取得原価を費用配分するという減価償却の基本理論から逸脱したものであった。それはあくまで投下資本の原価回収という観点から投資刺激や景気浮上のため税法上許容可能な限度としての指標にすぎず生産過程での使用等を通じて価値減少を捉えるという減価償却とは何の関係もないものであった。このことはわが国のような確定決算主義をとらないアメリカで初めて考えられうることであろう。すなわちアメリカでは税務会計と財務会計とは基本的に独立しており、税務上損金認容の条件として会社の決算で確定しておかなければならないという条件はない。したがって、税務上は定率法や級数法など加速償却法を採用するが、会計上は定額法で償却することが認められており一般においてよく見られるケースである⁶⁾。このことは耐用年数においても同様であり、1960年代以前はブルティンFという名で内国歳入庁から出されていた指針が税法上の一つの目安として公表されていたが、それはあくまで税法上で当局が認める一般的ガイドラインにすぎず、これによる限り当局との抗争は避けられる程度であった。この指針的

4) これがどの程度の短縮であるかはアメリカ公認会計士協会の次の異例なコメントからも類推できる。「ACRS で定めた回収期間がその資産の耐用年数の合理的範囲を越えるならその控除額を財務会計上の償却費として用いるべきではない。」“The ACRS.”, *Journal of Accountancy*, Nov. 1981, p. 56.

5) 拙著『現代減価償却論』、中央経済社、1975年、第7章に準備金比率テストとしてクラス耐用年数の適用を紹介している。1970年代の ADRS はこの準備金比率テストをせずに産業ごとの資産大分類別に定めた耐用年数の上下20%の範囲を資産償却範囲と定め、その範囲から自由を選択することを認めたものである。

6) アメリカにおける財務会計上の減価償却費と税務上の減価償却費との実際については拙稿「財政政策手段としての減価償却制度の変遷」古米編『第2次大戦後のアメリカ経済』ミネルヴァ書房、1974年、所収、第9章に詳しい。

考えは今日でも大差はないが、その指針によって立つ基準が減価償却から投下資本の回収に変更されたため法律条文上も別に規定せざるを得なくなったと考えられる。

これら4つの単純化された回収期間に属する資産分類には次のものが含まれる⁷⁾。

3年資産 工具器具, 特殊製造機具, トラクター, 自動車, 軽トラック, 試験研究設備など従来の標準耐用年数が4年以下の動産

5年資産 コンピューター, 航空機, バス, 大型トラック, 製造用資産, 事務所備品など従来の標準耐用年数が5年以上の償却資産

10年資産 建物など12.5年未満の償却資産と公益事業資産の一部

15年資産 12.5年以上の償却資産と大部分の公益事業資産

さらに, ACRSは回収資産を①1981年から1984年までに使用に供した資産, ②1985年に使用に供した資産, ③1986年に使用に供した資産の3つに区分し, 各年度ごとの償却率を表示している。

この償却率の計算に際してはいずれも残存価額は考慮せず上記①の資産については当初15%定率法を用い, 定額法の償却額がそれを上回る時点で定額法に変更して計算し, ②の資産では当初175%の定率法を用い逆転する時から級

第2表 取得年度別資産別償却率

回収資産	回収年度	①1981~1984年取得	②1985年取得	③1986年以降取得
3年資産	初年度	25%	29%	33%
	2年目	38%	47%	45%
	3年目	37%	24%	22%
5年資産	初年度	15%	18%	20%
	2年目	22%	33%	32%
	3年目	21%	25%	24%
	4年目	21%	16%	16%
	5年目	21%	8%	8%

(出所) Economic Recovery Tax Act of 1981, Prentice Hall, pp. 22-24.

7) I. R. C. § 168(c).

数法へ、③の資産は当初200%定率法を用い、その後級数法に変更したと仮定して算出している⁸⁾。そのような仮定の上で算出された表から3年、5年資産の各年の償却率を見ると第2表の通りである。初年度は半年基準を適用して半分の率になっているとはいえ、いずれの資産の償却も初期に多大の償却額を計上するという点では十分加速効果を発揮するよう仕組まれている。

もちろん、ACRSで極端に短縮化された償却率をとるためにはその償却額を充分回収できる収益力がなければならない。ACRSに示された基準は税法上損金としうる最高限度額である。そのため低収益力であったり、加速償却による資産の売却益が通常所得課税されるのを嫌う企業には、例えば3年資産の場合、3年、5年、12年の定額法、5年資産の場合5年、12年、25年の定額償却法を選択することが認められている。

このようにそれまでの償却率を著しく高める結果を生じるACRSはその振幅が余りにも大きすぎたため、1985年取得以降の償却率は実際に適用されないまま1986年の税制改革法で修正される結果となった。

IV ACRSの経済効果

1981年経済復興税法の一部として採用された加速原価回収制度と呼ばれる新しい減価償却制度は投資刺激のため法人税率を引き下げる代わりに加速償却や投資税額控除を用いてきた戦後アメリカの税制面からの投資刺激策の延長線上に表われたものである。この間税制上の投資刺激がなければアメリカではインフレ率の上昇で企業の税負担が増加した⁹⁾。

税制上の投資刺激策は資本に対する税負担全般に影響を与えるのみならず、資産の種類ごとに異なる相対的税負担にも影響を与える。

ACRSが設備と構築物に及ぼす影響を実効税率の面で捉えた J. G. Gran-

8) Legislative History of Economic Recovery Tax Act of 1981, pp. 241-244.

9) 当時、取得原価主義に基づく減価償却で金融業以外の実効税率は約14%増加していたと言われている。M. Feldstein & L. Summers, "Inflation and the Taxation of Capital Income in the Corporate Sector," National Tax Journal., Vol. XXXIII, No. 1, March 1980, p. 470.

velle は、1970年代のアメリカで一般に用いられてきた減価償却制度である資産償却範囲制度（Asset Depreciation Range System—以下ADR）と比較してACRS導入後の各資産種類別のACRS使用状況を反映した償却年数表を示している¹⁰⁾。そこで、その表の中から一部を抜粋すると第3表の通りである。

	第3表 資産種類別税法上耐用年数		第4表 資産種類別実効税率			
	税法上耐用年数		インフレ率6%		インフレ率9%	
	ADR	ACRS	ADR	ACRS	ADR	ACRS
設 備						
自 動 車	3.0	2.5	17.0	-32.8	26.1	-13.5
事務機器, コンピューター, 計算機	7.0	4.5	2.3	-49.4	20.2	-18.8
トラック, バス, トレーラー	5.0	4.5	10.1	-45.2	22.3	-17.5
航 空 機	9.2	4.5	17.7	-31.4	29.0	-12.9
建 設 機 械	5.0	4.5	7.6	-29.7	17.4	-12.3
鉱業・石油開発機械	9.2	4.5	16.7	-28.5	27.5	-11.9
サービス産業機械	9.9	4.5	20.3	-28.5	30.5	-11.9
ト ラ ク タ ー	7.1	4.5	8.9	-28.2	20.2	-11.8
コミュニケーション設備	11.5	4.5	22.6	-21.1	30.9	-9.1
その他電気設備	9.0	4.5	12.6	-21.1	22.1	-9.1
備 品 什 器	8.0	4.5	7.1	-20.0	16.8	-8.7
特殊産業設備	9.2	4.5	12.6	-19.0	21.4	-8.3
農 業 設 備	8.0	4.5	6.6	-18.1	15.7	-7.9
船 舶 ・ ボ ー ト	16.0	4.5	27.9	-15.1	34.0	-6.7
そ の 他 設 備	8.8	4.5	13.4	-25.6	24.0	-10.8
構 築 物						
工 業 用 構 築 物	22.0	14.5	49.6	38.4	51.2	41.5
商 業 用 構 築 物	37.0	14.5	46.8	35.6	48.4	38.6
農 業 用 構 築 物	20.0	14.5	41.1	35.8	43.7	38.8
鉱 業 用 構 築 物	31.0	14.5	8.5	8.5	9.6	9.6
そ の 他 構 築 物	36.0	14.5	51.7	41.6	53.5	44.8

(出所) J. G. Granvelle, op. cit., 第1表, 第2表より作成。

10) Jane G. Granvelle, "Effects of the 1981 Depreciation Revisions on the Taxation of Income from Business Capital," National Tax Journal, Vol. XXXV, No. 1, March 1982, pp. 1-20.

この表のACRSの欄で5年資産が4.5, 15年資産が14.5となっているのは初年度半年償却の規定適用による。ACRSは設備・構築物については多くの業種で大体半分近く短縮されていることが判る。J. G. Granvilleの分析の理論的構成はC. R. Hultonのモデルによっており、経済効果を測定する際の減価償却額は耐用年数、償却方法、予想インフレ率により変化することを前提している¹¹⁾。ADRシステムではいくつかの減価償却方法が認められているが、見積額算出に際しては、實際上最も有利な方法が用いられると仮定する。すなわち、設備には級数法を用い、構築物には当初150%定率法を用い、後には定額法に変更する。他方ACRSの場合、1981～84年に事業の用に供されたと仮定する。取得原価主義による償却資産は上記の償却方法と耐用年数により償却額が決まるが(この経済効果の計算では残存価額はいずれの場合も0と仮定している)、ACRSによる償却年数の短縮によって実効税率にどのような影響を与えるかを経済的に分析する場合、取得原価主義に基づく減価償却費を経済的実態に近い時価に還元しなければならない。この時価へ還元する際用いられる割引率は上述のHultonのモデルではインフレ率として具体化されている。

当時のインフレ率の現実的割合として低い方では6%, 高い方では9%を仮定し、それぞれの価格上昇率の下で設備と構築物の資産種類別減価償却がADRとACRSとでどのように実効税率に影響を与えているかを示したのが第4表である。インフレ率が低いほど実効税率の資産種類別間較差はADR, ACRSのいずれを問わず大きい。(すなわちADRの場合インフレ率6%では最低2.3から最高51.7%, インフレ率9%では最低16.8%から最高53.5%とインフレ率の低い方が資産別較差は大きい。)ADRの場合は実効税率はいずれも正で、インフレ率が6%から9%に上昇するにつれ実効税率は平均1.3倍となるのに対してACRSの下では大半の設備の実効税率はいずれのインフレ率においてもマイナスを示している。ここで注意しなければならないのはこのマイナスの実効税率の意味である。税引前実質利益率は税率と税の水準の両方の関数である。たとえばマイナス50%の実効税率は税引前利益の半分が税引後利益として投資家に支払わ

れるので、税引前利益率が3.67%であっても税引後利益率は約5.5%〔=3.67×(1+0.5)〕となる。他方実効税率がプラス50%の場合、税引前利益率が11%であれば税引後利益率は5.5%となる。換言すると税引後利益率が同じく5.5%であっても実効税率がプラス50%の場合には税引前利益率は11%も要するが、マイナス50%であれば3.67%でよいことになる。このようにマイナスの実効税率は税引後利益率を税引前よりも上昇させる結果、投資家にとっては非常に有利な結果となる。この投資家にとって有利な結果は当然投資刺激効果と考えられるが、その有利さはインフレ率の低い方が高い場合より2〜3倍も大きいことが第4表より判る。しかし構築物に関してはACRSの実効税率はいずれもプラスで、しかもインフレ率が上昇してもさほど大きな変化は見られない。このような分析から当時の法人税率46%はACRSの導入により資産全般の平均実効税率を16〜20%まで低下させ、とくに大部分の設備資産に対する実効税率はマイナスとなったと結論づけている¹²⁾。

ACRSの経済効果に関する研究としてはこの他に耐用年数の短縮がマクロ指標にどのような影響を与えるかを検討したHickman-Coenの研究がある。それによると「設備と構築物の税法上の耐用年数がそれぞれ5年と15年に短縮された結果、設備や構築物の支出総額に占める重要性を配慮したのち企業の設備投資全体としての税法上平均耐用年数は従来の13.3年から8年に短縮される。」¹³⁾と推定している。その結果、「住宅以外の資本形成を積極的に促進するため長期的成長率を約1%アップさせ……、生産性を高めるが、資本と労働の代替が生ずるので雇用への有効な刺激はさほど大きくない」¹⁴⁾と結論づけている。

以上見てきたようにACRSは実効法人税率を半分以上に低下させるため投

11) J. G. Granville. *op. cit.*, p. 6.

12) J. G. Granville, *op. cit.*, p. 17.

13) R. M. Coen & B. G. Hickman, "Tax Policy, Federal Deficit and U. S. Growth in 1980s." *National Tax Journal*, Vol. XXXVII, No. 1, March 1984, p. 91.

14) R. M. Coen & B. G. Hickman, *op. cit.*, p. 102.

資効率を高め長期成長率を約1%引き上げる経済的效果をアメリカ経済に与えたと述べている。

しかし、ACRSの経済的效果が理論的に上記のように推定できるとしても、当時の高金利政策による企業収益の圧迫と折りからの経済不況で実態的には多くの企業がこの経済的效果を受益することはできなかったと考えられる。

むしろ多くの収益力の低下した企業からは余りにも短縮化されたACRSの回収期間に批判が集まった。そこで1986年税制改革でACRSは次のように修正された。

V 修正加速原価回収制度

(Modified Accelerated Cost Recovery System)

1986年の税制改革によるACRSの改正を一口で言うと、余りにも急激に償

第5表 修正加速原価回収制度

償却期間	資産の種類	償却方法	期中取得
3年	自動車、軽トラックを除く「資産償却範囲」(ADR)の中心点4年とそれ以下に属する資産	200%定率法	半年基準*
5年	ADR中心点4年以上10年までに属する資産と自動車、軽トラック、半導体製造設備、試験研究設備	200%定率法	半年基準*
7年	ADR中心点10年以上16年までに属する資産 ADR中心点の表で分類されていない資産	200%定率法	半年基準*
10年	ADR中心点16年以上20年までに属する資産	200%定率法	半年基準*
15年	ADR中心点20年以上25年までに属する資産 下水処理設備、電話回線分配設備	150%定率法	半年基準*
20年	ADR中心点25年以上の資産およびADR中心点27.5年以上のものを除く不動産全般	150%定率法	半年基準*
27.5年	工場で建築される住宅を含む賃貸用居住建物	定額法	半月基準
31.5年	非居住用建物およびADR中心点27.5年以上の不動産	定額法	半月基準

* 課税年度前3ヶ月以内に資産の40%以上が使用に供されたすべての不動産に対しては四半期基準を適用する。

(出所) Coopers & Lybrand Co., "Analysis: Tax Reform Act of 1986," p. 99.

却期間を短縮したために生じた著しい影響を緩和したり一部を元に戻すという調整と言える¹⁵⁾。このことは次の主要改正点を見ればただちに判るであろう¹⁶⁾。

- 1 一部資産を従来のクラス別耐用年数制度や資産償却範囲の中心耐用年数 (Midpoint Life) による資産に区分替える。
- 2 新たに7年, 20年, 27.5年, 31.5年の償却期間区分が設けられた。
- 3 加速原価回収制度の各資産クラス別の償却方法を次の第5表のように変更する。
- 4 不動産 (Real Property) は住居用建物 27.5年, その他 31.5年間にわたる定額償却法で償却できるように変更する。この償却期間の延長の結果, 現在の償却可能額は約 1/3 から半分に減少する。低所得向貸家住宅は 27.5年の定額法で償却できることとする。

この修正加速原価回収制度は1986年以降に使用に供された資産に適用され、

第6表 主要資産の償却期間別分類

償却期間	修正前加速原価回収制度	修正後加速原価回収制度
3年	工具器具, 特殊製造機具, トラクター, 自動車, 軽トラック, 試験研究設備	工具器具, 特殊製造機具, トラクター
5年	コンピューター, 航空機, バス, 大型トラック, 建築用資産, 製造用資産, 事務所什器備品	自動車, 軽トラック, 試験研究設備, コンピューター, 商業用を除く航空機, バス, 大型トラック, 建築用資産, 製造用資産の一部
7年	該当なし	大部分の製造資産, 商業用航空機, 事務所什器備品
10年	公益事業資産の一部	一部製造用資産
15年	大部分の公益事業資産	電話分配設備, サービス・ステーション建物とその改良, 公益事業資産の一部
20年	該当なし	下水配管, 大部分の公益事業資産

(出所) Coopers & Lybrand Co., op. cit., p. 179.

15) この点については1985年の大統領提案での批判で明らかである。「ACRS の回収期間は有効な経済的耐用年数に基づいておらず, ほとんどの資産にとって著しく短い結果, これまでよりもより早い加速化とより大きい現在価値の回収を生じた。」President's 1985 Tax Reform Proposal, May 29, 1985, ch. 7. 01.

16) I. R. C. § 168 (c)~(e).

新品, 中古品を問わないのはこれまでと変わらない。

財産 (Personal Property) は 3年, 5年, 7年, 10年, 15年, 20年の償却期間で償却されるが, 10年以下の資産は200%定率償却法で償却された後, 定額法に変更して償却されるのに対して, 15年以上の資産は150%定率法で償却した後に定額法に変更される。これらの償却期間ごとの資産を下の加速原価回収制度と修正後のそれと比較してその区分内容を示すと第6表の通りである。

この表から判るように修正加速原価回収制度は1981年に導入された加速原価回収制度で極端に短縮化された償却期間の影響を緩和するため, その資産区分を再分類すると同時にそれまで認められていなかった27.5年, 31.5年という長期償却期間をも導入した。この修正加速原価回収制度を導入した1986年税制改革法では税制の公平性と簡素化を目的としてそれまで認められてきた投資税額控除も廃止するという大統領提案の意をくみ廃止された¹⁷⁾。

おわりに

1980年代のアメリカ税法上の減価償却制度を特徴づけるものとして加速原価回収制度について見てきた。当初期待された経済的効果は双子の赤字に代表されるアメリカ経済の重荷で十分発揮されたとは言えない。むしろ長い経済不況下の企業収益の低迷する中, 加速原価回収制度による極端なまでの償却負担増は多くの企業にとって低収益期においては余りにも非現実的企業減税と受けとられた。その結果, 1986年の税制改革では相当の修正を余儀なくされたが, これは現在もなお行なわれており, ブッシュ政権の今日新しい減価償却制度が検討されているともまだ聞かないことから修正後の制度をも含めこの加速原価回収制度は1980年代のアメリカの減価償却制度を代表するといえよう。

この加速原価回収制度は強いアメリカの経済復権を目指したレーガン大統領の経済政策の一貫として期待されていたはずであったが, 長期経済不況の1980

17) *Ibid.*, ch. 7. 02.

年代前半のアメリカ経済の下では十分その効果を実現したとは言えない。

〔* 本稿は同志社大学アメリカ研究所1988年度専従研究員としての研究成果の一部である。〕